

東京都

83

目

次

条

 Apriliación de descripto de descripto de descripto de de de descripto de de descripto de de descripto d ○東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例………(総務局)…

を加える。

条 例 の あ 6 ま し

## ◉東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例(条例第八二号)

ます。 新型コロナウイルス感染症に対する措置の強化を図るため、 所要の改正を行い

- 下「ガイドライン」という。)を遵守する努力義務を課します。 事業者に対し、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための指針 以
- す標章を施設の入り口等に掲示する努力義務を課します。 集客施設を運営する事業者等に対し、ガイドラインを遵守していることを示 都民に対し、
- 活用する努力義務を課します。 が集団的に発生した場合等にインターネットを通じて通知されるサービス等を 都民及び事業者に対し、 標章が掲示されている施設の利用等に係る努力義務を課します。 施設、 店舗等で新型コロナウイルス感染症の感染者
- この条例は、 令和二年八月一日から施行します。

## 条

例

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例を公布する。

東京都知事

小

池

百 合子

令和二年七月三十日

●東京都条例第八十二号

東京都新型コロナウイルス感染症対策条例(令和二年東京都条例第五十三号) 東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の一部を改正する条例 の一部

を次のように改正する。

第三条第二項中「連携協力し」の下に「、島しょ等の地域の特性にも配慮しながら」 第二条第三号中「までの間」の下に「(以下「本部設置期間」という。)」を加える。

加える。 において」に改め、 置された時から、 第九条を第十二条とし、第八条を第十一条とし、第七条を第十条とし、第六条第一項 「東京都新型コロナウイルス感染症対策本部が法第二十二条第一項の規定に基づき設 法第二十五条の規定に基づき廃止されるまでの間」を「本部設置期間 同条を第九条とし、第五条を第八条とし、第四条の次に次の三条を

(ガイドラインの遵守等)

第五条 している団体等が定めた新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のための指針(以 事業者は、本部設置期間において、 都、 国 特別区、市町村及び事業者が加入

下「ガイドライン」という。)を遵守するよう努めなければならない。

2 なる事業者に対し当該ガイドライン及び次条第一項に規定する標章を周知し、 ガイドラインを作成した者は、当該ガイドラインを公表するとともに、その対象と 必要に

応じて、当該ガイドラインの見直しを行うよう努めなければならない。

(標章の掲示等

第六条 劇場、飲食店その他の集客施設を運営する事業者は、本部設置期間において、 とを示す知事が別に定める標章(以下単に「標章」という。 施設の入り口等利用者の見やすい場所にガイドラインに定める措置を遵守しているこ )を掲示するよう努めな

この条例は、令和二年八月一日から施行する。

東

3 2 用及び催物等への参加に当たっては、標章が掲示されている施設の利用等に努めなけ 場所の入り口等来場者の見やすい場所に標章を掲示するよう努めなければならない。 け 催物等を主催する者は、 都民は、新型コロナウイルス感染症の予防及びまん延の防止の観点から、施設の利 ればならない。

本部設置期間において、当該催物等の実施に当たり、

開催

(通知サービス等の活用)

ればならない。

第七条 都民及び事業者は、新型コロナウイルス感染症のまん延の防止の観点から、 ばならない。 発生した場合等にインターネットを通じて通知されるサービス等の活用に努めなけれ 部設置期間において、施設、 附 則 店舗等で新型コロナウイルス感染症の感染者が集団的に

行

定 価 本号 一箇月

六、六〇〇円

|電話 ○三(三八一二)五二○一(代) |東京都文京区白山一丁目十三番七号 美 印 刷 株 会 社

郵便番号